

お客さま各位

「外国送金取引をされるお客さまへの確認（申告）のお願い」

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

かねてより当庫では、「外国為替及び外国貿易法（以下外為法）」および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に加え、「米国 OFAC 規制」等、各国関連法規制等を遵守するとともに、国際社会の課題であるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止する態勢の強化に取り組んでおります。

つきましては、お客さまからご依頼を受けた外国送金取引が「外為法」における規制取引および「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないことを確認させていただきたく、各規制内容等についてご申告いただきますようお願い申し上げます。

ご申告いただけない場合や申告の内容によっては、追加でのご説明や資料のご提出などをお願いし、詳細な内容をご聴取させていただく場合がございます。

また、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも当庫の判断により、お取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

主な規制対象取引（北朝鮮・イラン・ロシア関連の一部抜粋）

1. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
 - （1）北朝鮮を原産国又は船積地とするすべての貨物の輸入および仲介貿易
 - （2）北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出および仲介貿易
2. 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
3. 北朝鮮・イランの「資金使途規制」
 - （1）「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われる取引
 - （2）「イランの核活動」に寄与する目的で行われる取引
4. ロシア関連（※注）の「資産凍結等の措置」（「支払規制」・「資本取引規制」）

外務省告示による資産凍結等措置の対象者との間の支払等、資本取引等

※注）ロシア関連とは：ロシア、ベラルーシ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断される東部・南部地域※）

※ドネツク州、ルハンスク州、ザポリージャ州、ヘルソン州
5. 北朝鮮の IT 労働者との関連が疑われる取引
財務省ホームページにおいて「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されています。お客様が当該注意喚起に示されているプラットフォーム企業や業務発注企業である場合、または北朝鮮 IT 労働者との関連が疑われる場合には、この注意喚起により求められている対策に努められているかについて、個別に確認させていただく場合がございます。